

一橋大学大学院法学研究科

標準修業年限以内の修了者の割合等の学位授与状況について

【法学・国際関係専攻】

法学・国際関係専攻の修士課程では、豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成するとの理念に基づいて、修士課程においては、先端的・学際的な研究を行い得る研究者や高度な知識・能力を備えた専門的な職業人となるための基礎的能力として不可欠な幅広い視野と精深な学識を有すること等を基準として、博士課程においては、現在の日本社会と国際社会に存在する課題を発見し、それを解決するための知的枠組みを創造するために必要な先端的・学際的な研究を行い得る能力や高度な専門能力を有する職業人として活躍しうる能力を有しているかといったこと等を基準として、ディプロマポリシーに準拠して学位授与を行ってきた。

修士課程については、2022年度入学者の標準修業年限修了率は約89%となっており、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜、カリキュラムポリシーに基づく教育が適切に機能している状況である。博士課程については、2021年度入学者の標準修業年限修了率は約21%であった。そもそも入学者が14名と少人数であり、標準修業年限内修了ができなかった理由も学生毎に様々であると考えられるが、一般論として、学生が学修時間の確保・計画的学修を実現することができるように学生のケア・サポートを提供することで、全体としての修了率のより一層の向上が望まれる水準であったと考えられる。